

## 第5章 重点整備地区におけるバリアフリー化の概要

### 1. バリアフリー化に関する事業について

#### (1) 特定事業とは

特定事業とは、バリアフリー法第2条で定める6つのハード整備に関する事業と令和2年(2020年)5月のバリアフリー法改正により創設されたソフト対策に関する事業を指し、バリアフリーに関する事業を具体的に進めるための重要な項目です。

特定事業を定めた場合、実施事業者は特定事業計画の作成、それに基づく事業実施がバリアフリー法で義務付けられ、各事業者は、基本構想策定後可能な限り速やかに(概ね1年以内)に特定事業計画を作成することが望ましいとされています。したがって、基本構想に示す特定事業の内容については事業者を含めて十分検討のうえ、特定事業計画作成について自治体と事業者が相互に調整を図る必要があります。

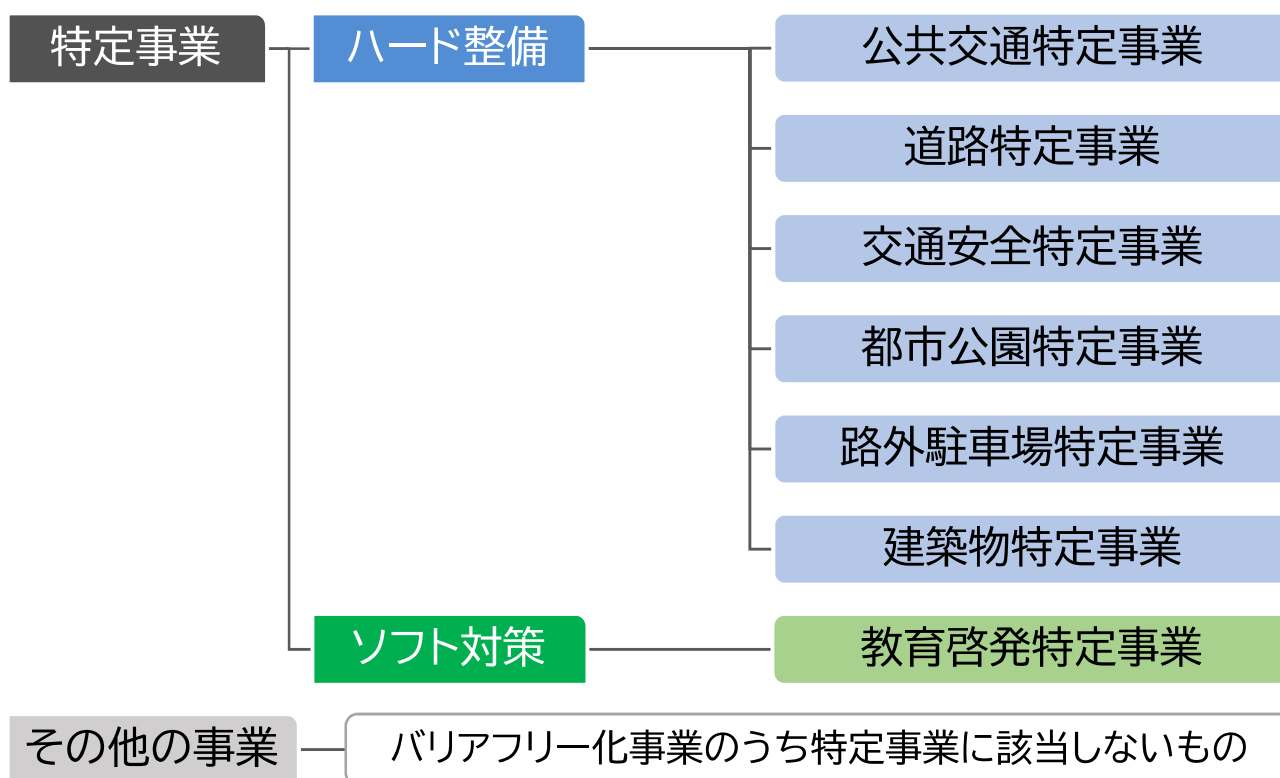


図 5-1 バリアフリー化に関する事業分類



表 5-1 特定事業(ハード整備)の概要

区 分	内 容
公共交通特定事業	<p>・特定旅客施設におけるバリアフリー設備(エレベーター、エスカレーター等)の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更</p> <p>例)ノンステップバスの導入(左)、ホームドアの設置(右)</p> 
道路特定事業	<p>・道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物(歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等)の設置</p> <p>・バリアフリー化のために必要な道路構造の改良(歩道の拡幅、路面構造の改善等)</p> <p>例)幅の広い歩道の整備(左)、視覚障がい者誘導用ブロックの設置(右)</p> 
交通安全特定事業	<p>・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置</p> <p>⇒高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等</p> <p>・バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止</p> <p>⇒違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等</p> <p>例)音響式信号機、残り時間のわかる信号機(左)</p> <p>エスコートゾーンの設置(右)</p> 

区分	内容
都市公園特定事業	<p>・都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備 例)園路の段差解消(左)、バリアフリースイートの整備(右)</p> 
路外駐車場特定事業	<p>・特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設(車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等)の整備 例)車椅子使用者用駐車区画の整備</p> 
建築物特定事業	<p>・特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備 ・全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備 例)建築物内のエレベーター設置等の段差解消(左) バリアフリースイートの整備(右)</p> 

(出典:ガイドライン及び「バリアフリー法におけるマスタープラン・基本構想について」(国交省))

表 5-2 特定事業(ソフト対策)の概要

区 分	内 容
教育啓発特定事業	<p>・児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業            ⇒学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室(障がい当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等)の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催等</p> <p>・住民その他の関係者の理解の増進又はこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業(上に掲げる事業を除く。)            ⇒障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車椅子利用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示等</p> <p>例)小学生による公共交通の利用疑似体験(左)            タクシー事業者におけるユニバーサルマナー研修(右)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

(出典:ガイドライン及び「バリアフリー法におけるマスタープラン・基本構想について」(国土省))

(2) その他の事業とは

その他の事業とは、バリアフリー化に関する事業のうち、特定事業に該当しないものを指し、周辺地区のバリアフリー化の推進に寄与する事業として取り組むものです。

表 5-3 その他の事業の概要

区 分	内 容
その他の事業	<p>生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業のうち、特定事業に該当しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定旅客施設以外の旅客施設</li> <li>・生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の整備</li> <li>・通路等(河川施設、港湾施設、下水道施設等が生活関連経路を構成する場合にあっては、これらの施設を含む)</li> <li>・サインによる情報提供の充実</li> </ul>

(出典:ガイドライン)

## 2. 湯之元駅のバリアフリー化の実施内容

### (1) 特定事業

特定事業として、下表及び図に示す湯之元駅に関する事業に取り組みます。

なお、実施時期については、事業の実施・完了見込みに合わせ前期(令和7～11年度(2025～2029年度))、後期(令和12～16年度(2030～2034年度))に分け、事業が計画期間より長期にわたる場合又は現在実施中で今後も継続して実施する事業については継続実施とします。  
(※以下、P55まで同様)

表 5-4 湯之元駅バリアフリー化事業

事業内容		事業主体	実施時期
公共交通特定事業	視覚障がい者誘導用ブロックの整備	九州旅客鉄道株式会社	前期
	改札口の一部改良(拡幅)	//	//
	ラッチ外(改札外)スロープの新設	//	//
	バリアフリートイレの新設	//	//
	男女別トイレの改良(洋式化)	//	//
	音声案内の設置	//	//
	触知案内板の設置	//	//
	こ線橋の撤去(無連動化(単線化)にして整備)	//	//
	ホームのこう上(車両とホームの段差解消)	//	//
	誘導チャイム(盲導鈴)の設置	//	//
	列車接近表示器の設置	//	//

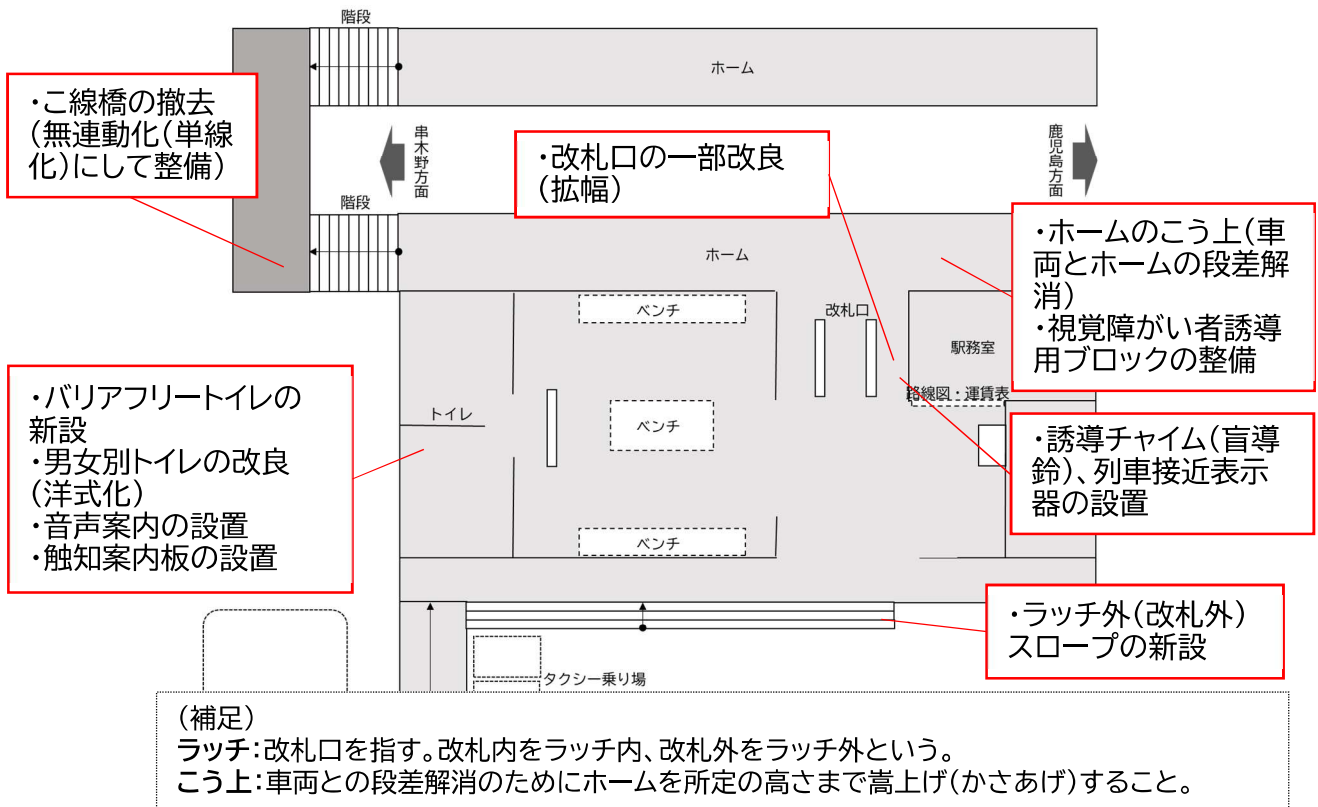


図 5-2 湯之元駅バリアフリー化事業

## (2) その他の事業

その他の事業として、下表に示す駅前広場に関する事業に取り組みます。

表 5-5 湯之元駅駅前広場バリアフリー化事業

		事業内容	事業主体	実施時期
その他の事業	駅前広場	屋根の設置	市産業建設課	後期
		車椅子利用者に配慮したフラット整備	//	//



図 5-3 駅前広場整備イメージ図

### 3. 生活関連経路のバリアフリー化の実施内容

#### (1) 特定事業

湯之元駅周辺地区の生活関連経路では、下表に示す特定事業に取り組みます。

表 5-6 生活関連経路のバリアフリー化事業

場所	事業内容		事業主体	実施時期
湯之元長里線	道路特定事業	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・設置の検討	市産業建設課	前期
		横断歩道の設置検討	//	//
		横断歩道に接続する歩道等端部の切り下げ段差の改善	//	後期
		歩道の設置	//	//
		歩道の有効幅員の確保	//	//
		車両出入口や歩道切り下げ部の段差や勾配の改善	//	//
		歩道未整備区間の歩行者空間の確保	//	//
		電柱等の移設検討	//	前期
	交通安全特定事業	側溝の蓋などの設置及び改良	//	後期
		交差点の改良	//	//
湯之元赤崎線	道路特定事業	道路標識、道路標示の設置	//	//
		視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・設置の検討	//	前期
		横断歩道の設置検討	//	//
		車両出入口や歩道切り下げ部の段差や勾配の改善	//	//
	交通安全特定事業	側溝の蓋などの設置及び改良	//	//
		交差点の改良	//	//
田之湯駅前線	道路特定事業	道路標識、道路標示の設置	//	//
		視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・設置の検討	//	//
		横断歩道の設置	//	完了・継続実施
		車両出入口や歩道切り下げ部の段差や勾配の改善	//	//
	交通安全特定事業	側溝の蓋などの設置及び改良	//	//
		交差点の改良	//	//

## (2) その他の事業

生活関連経路以外の道路については、歩道舗装の補修、バス停のベンチの整備等について事業者と協議の上、バリアフリー化の推進に取り組みます。

## 4. 心のバリアフリーの実施内容

本構想における「心のバリアフリー」の推進に関する事業として、下表に示す事業に取り組みます。

市や公共交通事業者はこれまで「心のバリアフリー」に関する事業に取り組んできましたが、本構想策定に合わせて、教育啓発特定事業として新たに位置づけ、これまで以上に「心のバリアフリー」を推進します。また、特定事業として位置づけられないものの「心のバリアフリー」の推進のために必要な事業について、継続して取り組んでいきます。

表 5-7 心のバリアフリーに関する事業

項目	事業内容	事業主体	実施時期
教育啓発特定事業	市職員や事業者などへのバリアフリーに関する研修の充実	市福祉課	継続実施
	バリアフリー・心の教育の推進	//	//
	バリアフリーやユニバーサルデザインをテーマにした学習の実施(市立小・中・義務教育学校)	市教育委員会 (学校教育課)	//
	乗務員に対する教育の実施(身体の不自由な方などへの対応についての指導)	九州旅客鉄道株式会社 鹿児島交通株式会社 第一交通株式会社	//
その他の事業	高齢者、障がい者等をサポートするNPO・ボランティアなどへの活動支援	市福祉課・ 介護保険課	//
	高齢者や障がい者とのふれあいの場の設置、声かけの実施	//	//
	一般市民に障がいについて理解してもらえるようなイベントを開催	市福祉課	//
	ヘルプマーク配布	//	//
	認知症サポーター養成講座等認知症施策の実施	市介護保険課	//



図 5-4 ヘルプマーク及びヘルプカード(出典:鹿児島県ホームページ)

## 5. バリアフリー化の実現に向けたロードマップ

これまでの内容を踏まえ、基本理念実現のために必要な特定事業等の取組内容と時期を整理し、ロードマップとして次頁に整理しました。

また、本構想においては特定事業として位置づけられないものの、湯之元駅周辺地区の生活関連施設におけるバリアフリートイレやスロープの設置、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等を働きかけ、周辺住民が安全に暮らせる環境整備の推進に努めます。

なお、今後本構想の見直しや事業の方向性の検討を進めるなかで、特定事業として取り組むことになった場合は、特定事業計画を作成して対応を進めていきます。

表 5-8 バリアフリー化の実現に向けたロードマップ

	事業内容	前期(～R11年)	後期(～R16年)
<b>基本方針①</b> 湯之元温泉のシンボルとしてみんなが使える安全・安心な湯之元駅の再整備	●湯之元駅	湯之元駅の整備	
	視覚障がい者誘導用ブロックの整備		
	改札口の一部改良(拡幅)		
	ラッチ外(改札外)スロープの新設		
	バリアフリースイールの新設、男女別トイレの改良(洋式化)		
	音声案内、触知案内板、誘導チャイム(盲導鈴)、列車接近表示器の設置		
	こ線橋の撤去(無連動化(単線化)にして整備)		
	ホームのこう上(車両とホームの段差解消)		
	●駅前広場		駅前広場の整備
屋根の設置			
車椅子利用者に配慮したフラット整備			
<b>基本方針②</b> みんなが快適に移動できる交通環境の形成及び整備	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・設置の検討	整備の検討 ※周辺事業の進捗に応じて実施	
	横断歩道の設置検討		
	電柱等の移設検討	湯之元赤崎線の整備	湯之元長里線の整備
	横断歩道に接続する歩道等端部の切り下げ段差の改善		
	歩道の設置、有効幅員の確保		
	車両出入口や歩道切り下げ部の段差や勾配の改善		
	歩道未整備区間の歩行者空間の確保		
	側溝の蓋などの設置及び改良		
	交差点の改良		
道路標識、道路標示の設置			
<b>基本方針③</b> 「心のバリアフリー」の推進とウェルビーイングなまちづくりの実践	市職員や事業者などへのバリアフリーに関する研修の充実	心のバリアフリーの継続的な推進 より一層の市民への浸透を目指した各種取組の充実化	
	バリアフリー・心の教育の推進		
	バリアフリーやユニバーサルデザインをテーマにした学習の実施(市立小・中・義務教育学校)		
	乗務員に対する教育の実施(身体の不自由な方などへの対応についての指導)		
	高齢者、障がい者等をサポートするNPO・ボランティアなどへの活動支援		
	高齢者や障がい者とのふれあいの場の設置、声かけの実施		
	一般市民に障がいについて理解してもらえるようなイベントを開催		
	ヘルプマーク配布		
	認知症サポーター養成講座等認知症施策の実施		